

●本年は保険証の更新が2回あります

現在の被保険者証(紫色)の有効期限は7月31日(日)です。

本年は窓口2割負担制度の開始に伴い、保険証を「2回」送ります。1回目は、使用期間が8月1日(月)～9月30日(金)の被保険者証(水色)を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。2回目は、使用期間が10月1日(土)～令和5年

7月31日(月)の被保険者証(桃色)を9月下旬に簡易書留郵便で郵送します。

7月末、9月末までに新しい被保険者証が届かない場合は、市民課保険係へ問い合わせください。ただし、保険料の未納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらうことがあります。

●限度額適用(標準負担額減額)認定証が更新されます

現在使用中の限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は、令和4年7月31日(日)です。

認定証をすでに持っている人で、令和4年度の負担区分(※3)が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」(10月1日以降は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」)以外の人には、8月1日からの新しい認定証を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

こちらの更新は、保険証とは異なり1回のみです。

限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

下表の区分が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」(10月1日以降は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」)以外の人には、入院したり高額な外来診療を受けたりするときに認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担額は限度額までとなり、入院時の食事・居住費の負担も減額されることがあります。なお、新たに認定証の交付を希望する場合は、市民課保険係⑩番窓口で申請手続きをお願いします。

[申請に必要なもの]

- 被保険者証(保険証)など

○負担区分・自己負担限度額(月額)など(※3)

窓口負担2割制度の開始に伴い、10月1日から一部が変更されます。

負担区分	負担区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	多数該当※1	食事代の軽減
1割	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	—	あり
	区分Ⅱ		24,600円	—	
2割	一般Ⅰ 9月30日までは「一般」	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円 (入院のみ)	なし
	一般Ⅱ※2 9月30日までは「一般」	18,000円 (年間限度額144,000円) ※令和3年度までに比べ、月ごとの負担額の上昇を3,000円に抑える措置が適用されます(令和7年9月末まで)。			
3割	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円	なし	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円		
	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円		

※1 過去12か月以内に4回以上支給を受けた場合の4回目以降の限度額

※2 世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が最大の人の課税所得が28万円以上、かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、世帯内の後期高齢者の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上)が対象です。

後期高齢者医療保険料の納付相談
被保険者証(保険証)・各種手続きについての問い合わせ
市民課保険係⑩番窓口 ☎85-7139

後期高齢者医療保険

令和4年度の保険料額決定通知を郵送します

令和3年中の所得が確定したことにより、令和4年度の後期高齢者医療保険料が決定しました。被保険者(加入者)のみなさんへ「保険料額決定通知書」を7月中旬に郵送します。

●保険料の計算方法

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)	=	保険料(年額)
56,435円 世帯の所得に応じて 軽減措置があります		[総所得金額等 -基礎控除額] (※) ×10.54% (所得割率)		均等割額と 所得割額の合計 最高限度額66万円 10円未満切り捨て

※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円です。2,400万円を超える場合は異なります。

●保険料の軽減措置

○均等割額の軽減

所得に応じて下表のとおり7割・5割・2割の軽減措置があります。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額) 令和4年度	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※1)の合計額
7割軽減	16,930円	[43万円(基礎控除額)] +10万円×(給与所得者などの数-1)(※2)以下
5割軽減	28,217円	[43万円(基礎控除額)] + 28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数-1)(※2)以下
2割軽減	45,148円	[43万円(基礎控除額)] + 52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数-1)(※2)以下

(※1) 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額などと同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は「公的年金収入-公的年金等控除額-特別控除額15万円」となります。

(※2) 下線部の計算式は、以下の①②のいずれかに該当する場合に適用されます。

①同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得【給与収入55万円超】を有する場合。

②同一世帯内の被保険者または世帯主が、公的年金などの所得【公的年金等収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)】を有する場合。

○社会保険の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」であった人は、制度加入後2年間に限り被保険者均等割額が5割軽減となります。ただし、均等割の7割軽減に該当する場合は7割軽減の方が優先されます。

軽減割合	軽減後の保険料(年額)
5割軽減 所得割額はかかりません	28,217円